

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスを充実させ、当社とステークホルダーとの間に長期的に安定した良好な関係を維持することを基本方針としております。

この方針のもと、取締役会の意思決定の迅速化及び監督機能の強化、並びに業務執行体制の強化につながる仕組みを構築します。

また、「社是」「企業理念」「行動規範」を定め、役職員がこれらを実践するとともに、「CSR経営方針」に基づきCSR経営の5つの課題に取り組み、ステークホルダーの皆様とのWin Winの関係を構築し、社会に貢献します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-4 政策保有株式に係る議決権行使基準の策定】

政策保有株式に係る議決権を行使する際、当該会社の株式価値の毀損につながる議案については個別に精査して賛否を判断することとしております。この場合、当該会社の状況や、当該会社と当社の関係性の維持・強化などを踏まえて総合的に判断する必要があるため、画一的な基準は設けておりません。

【補充原則4-1 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画】

CEO等の後継者計画については、社長が責任をもってその策定・運用を行っております。

取締役会は、取締役・執行役員等経営陣幹部の選任に際し、指名委員会が審議した上で取締役会が決定するというプロセス全体をもって、社長による後継者計画が適切に策定・運用されていることを監督しております。

なお、当社取締役会は後継者計画の策定・運用に対し主体的な関与は行っておりませんが、上記のプロセスを通じて適切な経営陣幹部を選任しております。

【補充原則4-2 経営陣の報酬】

中長期的な業績と連動する報酬については、建設業という業種の特性上、その期待される効果は限定的であると判断しているため、当面の間、導入を見送るものとしております。

自社株報酬については、株主との価値共有及び株主目線での経営促進に資すると考えており、業務執行取締役の報酬の一部を役員持株会に拠出すべき報酬として支給することで、業務執行取締役による自社株式の継続的な取得と保有を促進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式の縮減に関する方針】

当社は、事業運営上必要とされる銘柄のみ政策保有株式として保有するものとし、それ以外の銘柄については特段の事情がない限り縮減する方針としております。

個別の政策保有株式の保有の適否については、関連部署の責任者で組織する「政策保有株式検証委員会」が毎年度、発行会社との取引の有無、工事情報等の入手状況、その他特段の事情の有無を精査・検証したうえで、取締役会に報告しております。取締役会は同委員会の報告を受けて保有の適否を個別に検証・判断し、一部の政策保有株式を順次売却することを決定しております。また、検証の結果、保有を継続すると判断した銘柄については、有価証券報告書において、その保有目的等を開示しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合に、当該取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会の承認を要する旨取締役会規則に定めるとともに、監査等委員会監査等基準において利益相反取引等の監査及び承認について定めております。取締役会はこれらの手続きを踏まえた監視を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金のアセットオーナーとして期待される機能を発揮するべく、企業年金運営の事務局である人事部に専門的知識及び経験を有する職員を配置するとともに、年金業務幹事金融機関やコンサルティング会社が開催する各種セミナーに当該職員を派遣することで資質の向上を図っております。また、運用面においては、「退職給付制度運営委員会」において運用状況を定期的にモニタリングする等の取り組みを実施しております。

当社は、企業年金の受益者と当社との間に生じ得る利益相反についても適切に管理しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、法令及び東京証券取引所の規則に従い、適時適切な情報開示を行っております。また、法令等に基づく開示以外の情報提供についても、以下のとおり主体的に取り組んでおります。

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

「社是」、「企業理念」、「行動規範」、「CSR経営方針」、「西松-Vision2027」、「中期経営計画2020」などを当社ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト(日本語版) <https://www.nishimatsu.co.jp/>

当社ウェブサイト(英語版) <https://www.nishimatsu.co.jp/eng/>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1.1 基本的な考え方」に記載しております。また、当社ウェブサイトに「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組み」を掲載しております。

<https://www.nishimatsu.co.jp/company/business.html>

(3) 経営陣・取締役の報酬決定に関する方針・手続き

業務執行取締役及び執行役員は、基本報酬のみで構成されており、会社の業績見込み、従業員の給与水準及び世間相場等を勘案して算定しております。また、株主との価値共有及び株主目線での経営促進に資するとの観点から、業務執行取締役の報酬の一部を役員持株会に拠出すべき報酬として支給することとしております。これらの方針に基づいて社長が作成した原案を報酬委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行取締役の報酬及び世間相場等を勘案して、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。

(4) 経営陣の選解任と取締役候補者の指名に関する方針・手続き

取締役候補者及び執行役員は、知識、経験が豊富で能力が高く、人格の優れた、高い倫理観を有する者より選任しております。

業務執行取締役候補者は、土木事業、建築事業、国際事業、開発・不動産事業の知識・経験が豊富な者や財務会計等の知識に優れた者より選任しております。

監査等委員である取締役候補者は、専門性や経歴を重視し、適切に監査・監督できると判断される者を選任しております。

社外取締役候補者は、独立性を重視して選任するほか、専門的知識を有する者、企業経営の経験を有する者などを選任するよう務めております。

また、取締役会の多様性を考慮しております。

業務執行取締役及び執行役員には定年制を設けるほか、執行役員には在任期間の上限を設けております。

これらの方針に基づいて社長が作成した候補者の原案を指名委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会において決定しております。

また、CEOを含む執行役員の解任は、執行役員規則に定める解任基準及び手続に基づき、指名委員会の審議を経たうえで取締役会において決定します。

(5) 取締役候補者の選解任・指名についての説明

取締役候補者の選解任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個々の選任・指名理由を記載しております。

株主総会招集ご通知 <https://www.nishimatsu.co.jp/ir/meeting/meeting.php>

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任範囲の概要】

取締役会は、経営の基本方針その他経営上の重要事項や法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規則で定める事項を審議・決定しております。取締役会決議事項以外の決定権限については、社長・本部長会議規程等を定め、社長・本部長会議において業務執行取締役等に委任しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役候補者の独立性を担保するため、独立性判断基準を策定・開示しております。また、独立性判断基準に加え、取締役会における率直かつ活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を選定するよう努めております。

独立性判断基準 <https://www.nishimatsu.co.jp/company/business.html>

【補充原則4 - 11 取締役会の構成及び取締役選任に関する方針・手続き】

当社は、取締役の少人数化と執行役員制度の導入により、取締役会の経営に関する意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化を図っております。また、取締役会における社外取締役の比率を高めることにより、監督機能の強化を図っております。

取締役会は、会長、社長、土木事業本部長、建築事業本部長、開発・不動産事業本部長、国際事業本部長及び管理本部長を務める業務執行取締役7名、並びに業務を執行しない監査等委員である取締役4名の合計11名で構成しております。

取締役候補者は、知識、経験が豊富で能力が高く、人格の優れた、高い倫理観を有する者より選任しております。

業務執行取締役候補者は、土木事業、建築事業、国際事業、開発・不動産事業の知識・経験が豊富な者や財務会計等の知識に優れた者より選任しております。

監査等委員である取締役候補者は、専門性や経歴を重視し、適切に監査・監督できると判断される者を選任しております。また、社外取締役3名(うち女性取締役1名)を選任し、取締役会の多様性を確保しております。

取締役会の硬直化の防止を図るため、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)には定年制を設けております。

取締役候補者の指名については、適切な経営体制の構築に資するため、指名委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会で決定しております。

【補充原則4 - 11 取締役の兼任状況】

取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合、兼任先の規模等によりその兼任先での役割・責務が異なるため、兼任数の上限を設定していません。但し、当社の取締役としてその役割・責務を適切に果たすことができるように兼任状況を十分に調査のうえ候補者を選定しております。

取締役の兼任状況については、有価証券報告書及び事業報告において開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、会社の持続的成長と企業価値向上のために取締役会が適切な役割を果たしているか確認するため、取締役会の実効性についての分析・評価を毎年1回実施し、取締役会の機能強化及び改善に努める旨を「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組み」に定めております。

この取組み方針に基づき、2019年2月から4月にかけて、取締役会の実効性評価を下記(1)のとおり実施しました。取締役会は、下記(2)の評価結果を受けて、コーポレートガバナンスの一層の高度化を図るため、下記(3)のとおり、今後も継続して取締役会の実効性向上に取組むことを確認しました。

(1) 評価プロセス

監査等委員会が主体となり、「取締役会の構成」「取締役会の運営」「取締役会、監査等委員会及び任意の委員会の役割」「株主その他ステークホルダーとの関係」「取締役会において改善・検討が必要な事項」の5項目に関する質問(全18問)を作成し、全取締役に対するアンケートを実施しました。アンケートの集計作業は、匿名性を確保するため第三者機関に委託し、監査等委員会は、アンケートの集計結果をもとに分析・評価を行い、その結果を取締役に報告しました。

(2) 評価結果の概要

今回の取締役会評価アンケートは、各取締役の意見を重視することを目的として、自由記載項目を多く設けました。その結果、各取締役から貴重な意見や厳しい意見が数多く寄せられました。

これらのアンケート結果を踏まえ、監査等委員会より取締役会に対して、各取締役から出された意見から現状を認識するとともに、課題を明らかにしたうえでその解決に向けて継続的な改善(PDCA)を行うよう提言がありました。また、監査等委員会より、以下の5項目について今後も注視していくとの報告がありました。

- 取締役会の構成
- 取締役会の運営
- 取締役会の役割(取締役の職務の執行の監督について)
- コンプライアンス及びガバナンス
- 役員報酬制度(業績連動報酬)

(3) 今後の取組み

上記の提言・報告を踏まえ、管理本部長が取締役会事務局(総務部)と共に審議事項と年間スケジュールを策定し、取締役会において議論したうえで、具体的な取組みを進めてまいります。

【補充原則4 - 14 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、新任取締役をはじめとする全ての取締役に対して、外部講師による集合研修やEラーニングの実施、外部セミナー開催情報の提供等により、取締役として必要な知識の習得を支援しております。

取締役は、これらの機会を積極的に活用し、その役割と責務について理解を深め、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めております。業務執行取締役は、新任の社外取締役に対して、会社の事業内容や組織、財務状況等について十分に説明しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針及びその体制】

当社は、株主との建設的な対話を通じて、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っております。

株主との建設的な対話を促進するため、IR担当の取締役を指定するとともに、IR担当取締役を中心に経営企画・総務・経理・法務部門など関係部署間で相互の連携を図っております。

機関投資家から面談の申入れがあった場合、総務部が窓口となり対応しております。面談目的や面談内容の重要性、面談希望者の属性等を考慮のうえ、必要と判断した場合には、IR担当取締役が対応することとしております。

機関投資家・アナリスト向けに年2回決算説明会を開催するほか、中期経営計画の策定時など必要に応じて説明会を開催しております。これらの説明会では、社長及びIR担当取締役が説明を行っております。

株主との対話の中で得られた意見は、IR担当取締役が適宜、取締役会に報告しております。取締役会は必要に応じて検討のうえ、会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上を図っております。

インサイダー情報の管理については、「インサイダー取引管理規程」を厳格に運用し、IR担当取締役は情報取扱責任者とともに情報漏洩の防止に努めております。

フェア・ディスクロージャーの観点から、すべての株主に対し適時・適切かつ公平に情報を開示しております。また、決算情報の漏洩を防止し、情報開示の公平性を確保するため、本決算日及び各四半期決算日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」とし、この期間は決算に関する問い合わせに対して回答・コメントを差し控えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,345,700	9.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,189,500	9.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,085,800	3.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,234,900	2.26
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,084,414	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	953,800	1.74
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	917,800	1.68
明治安田生命保険相互会社	915,407	1.67
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	864,600	1.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	863,959	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

上記「大株主の状況」は、2019年3月31日現在における状況を記載しております。

当社は自己株式888,562株を保有しておりますが、上記「大株主の状況」から除いております。

2018年10月29日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三菱UFJ信託銀行株式会社及びその共同保有者である3社が2018年10月22日現在で3,466千株(保有割合6.24%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

2019年1月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者である2社が2019年1月17日現在で5,408千株(保有割合9.73%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

2019年3月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である1社が2019年2月25日現在で5,372千株(保有割合9.66%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
三野 耕司	他の会社の出身者													
菊池 きよみ	弁護士													
池田 純	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

三野 耕司		属性情報の該当事項はありません。	<p>三野耕司氏は、株式会社日本政策投資銀行在職中の豊富な経験を有することに加え、他社において取締役や監査役の経験を有しております。また2016年6月から監査等委員である取締役として独立した立場から当社経営に対して監視・監督する役割を担ってきました。これらの経験・実績を踏まえ、当社の経営全般について客観的視点で適切に監査・監督していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>なお、同氏の属性情報については左記のとおりであり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として届け出ております。</p>
菊池 きよみ		属性情報の該当事項はありません。	<p>菊池きよみ氏は、弁護士としての専門的知識に加え、金融機関での勤務など豊富な経験を有しております。また2016年6月から監査等委員である取締役として独立した立場から当社経営に対して監視・監督する役割を担ってきました。これらの経験・実績を踏まえ、当社の経営全般について客観的視点で適切に監査・監督していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>なお、同氏の属性情報については左記のとおりであり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として届け出ております。</p>
池田 純		属性情報の該当事項はありません。	<p>池田純氏は、三菱商事株式会社が在職中の豊富な経験に加え、同社子会社の代表取締役社長として培われた幅広い見識を有しております。また2016年6月から監査等委員である取締役として独立した立場から当社経営に対して監視・監督する役割を担ってきました。これらの経験・実績を踏まえ、当社の経営全般について客観的視点で適切に監査・監督していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>なお、同氏の属性情報については左記のとおりであり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として届け出ております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員以外の取締役からの指揮・命令を受けない専任のスタッフを配置しております。

また、当該スタッフの人事異動及び人事考課については、監査等委員会の同意を得て行うものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である取締役は、外部会計監査人が実施する「経営者ディスカッション」に参加し、会社のリスク、内部統制の評価、重点監査事項などについて意見交換しております。

監査等委員会及び内部監査部門である監査室は、外部会計監査人との間で相互の監査計画に対する意見交換を行うとともに、定期的に監査報告などを実施し、外部会計監査人との連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

(指名委員会)

適切な経営体制の構築に資することを目的として、取締役候補者及び執行役員の指名に関して、指名委員会(取締役会の任意の諮問機関)を設置しております。指名委員会は、取締役会からの諮問を受けて、取締役候補者の指名、代表取締役の選定・解職、社長の選解任並びに執行役員の選解任及び昇降格に関する答申を行います。

指名委員会は、監査等委員である取締役全員(4名、うち社外取締役3名)と業務執行取締役1名の計5名により構成され、社外取締役が委員長を務めております。

(報酬委員会)

報酬決定に係る客観性及び透明性を確保することを目的として、取締役及び執行役員の報酬に関して、報酬委員会(取締役会の任意の諮問機関)を設置しております。報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、取締役の個人別報酬、執行役員の個人別報酬に関する答申を行います。

報酬委員会は、監査等委員である取締役全員(4名、うち社外取締役3名)と業務執行取締役1名の計5名により構成され、社外取締役が委員長を務めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績と連動する報酬については、建設業という業種の特性上、その期待される効果は限定的であると判断しているため、現在は導入していません。

自社株報酬については、株主との価値共有及び株主目線での経営促進に資すると考えており、業務執行取締役の報酬の一部を役員持株会に拠出すべき報酬として支給することで、業務執行取締役による自社株式の継続的な取得と保有を促進しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2018年度に係る取締役の報酬等の額は以下のとおりです。

- ・取締役(監査等委員を除く) 8名 275百万円(うち社外取締役 -名 -円)
- ・取締役(監査等委員) 4名 43百万円(うち社外取締役 3名 25百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬は基本報酬のみで構成されており、会社の業績見込み、従業員の給与水準及び世間相場等を勘案して算定しております。また、株主との価値共有及び株主目線での経営促進に資するとの観点から、業務執行取締役の報酬の一部を役員持株会に抛出すべき報酬として支給しております。これらの方針に基づいて社長が作成した原案を報酬委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員以外の取締役の報酬及び世間相場等を勘案して監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第79期定時株主総会において、以下のとおり承認されております。

- ・取締役(監査等委員を除く) 年額360百万円以内
- ・取締役(監査等委員) 年額 80百万円以内

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役と経営陣との連絡・調整等は、総務部が対応しております。また、監査等委員である社外取締役に対して十分な情報が提供されるよう、常勤の監査等委員や監査等委員会事務局の専任スタッフが適宜報告・支援する体制を構築しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

- ・当社に相談役制度はありません。
- ・当社の顧問制度は社内規程(顧問委嘱規程)に基づき厳格に運用しております。現在、開示すべき対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)

取締役会は、会長、社長、土木事業本部長、建築事業本部長、開発・不動産事業本部長、国際事業本部長及び管理本部長を務める業務執行取締役7名、並びに業務を執行しない監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)の計11名で構成されております。

取締役会は、株主からの負託に応えるべく、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の基本方針その他経営上の重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行います。また、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規則で定めた事項を審議・決定します。

取締役会は、原則毎月1回開催するほか、通期決算の開示日、株主総会招集の決定時及び株主総会後に開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催するなど、必要な審議時間を確保しております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成されております。また、社内出身者を常勤の監査等委員とし、監査体制・情報収集体制の強化を図っております。

監査等委員会は、株主からの負託に応えるべく、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役の職務執行の監査その他法令に定められた職務を行います。

監査等委員会に事務局を設置し、監査等委員以外の取締役の指揮命令系統に属さない専任のスタッフを配置しております。また、監査等委員会事務局と各部署との間で協力体制を構築し、監査に必要な調査や情報収集等を行うなど、監査等委員の指示の実効性を確保しております。

(社長・本部長会議)

社長・本部長会議は、社長、土木事業本部長、建築事業本部長、国際事業本部長、開発・不動産事業本部長及び管理本部長の6名で構成されております。

社長・本部長会議は、取締役会に上程する議案のうち、主に持続的成長のための重要な事項について事前審議を行うほか、当該議案が取締役会で決議された後、当該議案の執行に係る具体策の決定を行います。また、業務執行上の一部の個別事項についても決議又は審議します。

(指名委員会)

適切な経営体制の構築に資することを目的として、取締役候補者及び執行役員の指名に関して、指名委員会(取締役会の任意の諮問機関)を設置しております。指名委員会は、取締役会からの諮問を受けて、取締役候補者の指名、代表取締役の選定・解職、社長の選解任並びに執行役員の選解任及び昇降格に関する答申を行います。

指名委員会は、監査等委員である取締役全員(4名、うち社外取締役3名)と業務執行取締役1名の計5名により構成され、社外取締役が委員長を務めております。

(報酬委員会)

報酬決定に係る客観性及び透明性を確保することを目的として、取締役及び執行役員の報酬に関して、報酬委員会(取締役会の任意の諮問機関)を設置しております。報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、取締役の個人別報酬、執行役員の個人別報酬に関する答申を行います。

報酬委員会は、監査等委員である取締役全員(4名、うち社外取締役3名)と業務執行取締役1名の計5名により構成され、社外取締役が委員長を務めております。

(コンプライアンス体制)

社外出身者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の諸問題について対応しております。また、役職員全員による法令等の遵守を推進するため、コンプライアンス推進部を設置しております。

法令等に違反する行為を発見した際の報告体制として、当社グループの役職員やその家族のための通報窓口を社内・社外の双方に設置するとともに、協力業者のための通報窓口を当社ウェブサイトを設置しております。取締役会は、当該通報をしたことを理由として通報した者に不利な取扱いをしないよう規程を整備し、通報制度の実効性を確保しております。

(CSR推進体制)

当社では、一人ひとりがCSRの実践者であり、日常業務の中ですべてのステークホルダーを意識して行動することを目指しております。自由闊達で風通しの良い社内風土のもと、会社と社員が互いに信頼しあい、ステークホルダーの皆様とWin - Winの関係を実現する「すべての人を大切に想う」CSR経営を実践しております。当社グループ各社がCSR経営を推進するため、CSR企画課を設置しております。

(会計監査人)

仰星監査法人を会計監査人に選任しております。

同監査法人に所属する公認会計士 福田日武氏、新島敏也氏が当社の会計監査業務を執行し、公認会計士7名、その他3名が監査業務の補助を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会における社外取締役の比率を高め、経営監督機能を強化すること目的として、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

また、取締役会の経営に関する意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月27日開催の第82期定時株主総会においては、招集通知を開催の21日前に発送しました。 また、開催の30日前に東京証券取引所及び当社ウェブサイトに掲載しました。
電磁的方法による議決権の行使	2015年6月開催の第78期定時株主総会より、「電磁的方法による議決権行使」を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2015年6月開催の第78期定時株主総会より、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2016年6月開催の第79期定時株主総会より、狭義の招集通知及び株主総会参考書類の英訳版を作成し、東京証券取引所に提出するとともに、当社ウェブサイトに掲載しております。また、議決権電子行使プラットフォームにも掲載しております。
その他	株主総会において、事業報告等を映像とナレーションにより説明しております。 また、当社ウェブサイトに招集通知のほか、決議通知や議決権行使結果(臨時報告書)を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の情報開示に関する基本方針や社内体制についてまとめた「ディスクロージャー・ポリシー」を取締役会決議により制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、5月と11月の決算発表後に証券アナリストや機関投資家向けに決算説明会を開催しております。 主に決算短信に基づき、経営成績や財政状態、経営方針等を中心に説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報のページに、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、アニュアルレポート、決算説明資料等を掲載しております。 また、適時開示資料についても掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員 取締役専務執行役員管理本部長 河埜祐一 IR担当部署 総務部	
その他	機関投資家に対し、必要に応じて経営状況の説明を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「西松建設企業行動規範」の制定
環境保全活動、CSR活動等の実施	具体的な活動は、「Corporate Report」で公表しております。
その他	社長室に「CSR企画課」を設置しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」は、以下のとおりです。

「内部統制システム構築の基本方針(2016年12月1日改定)」

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業活動の上で、企業の社会的責任を果たすための遵守すべき企業行動規範を定め、役職員がこれを実践する。

役職員全員に法令・定款等の遵守を徹底・推進するため、コンプライアンス推進部を設置する。当該部署は、コンプライアンス規程に従い、関係会社を含めた各部署にコンプライアンス担当者を指名し、コンプライアンスに関する周知事項を組織内に浸透させるとともに、コンプライアンスに関する状況監査を実施し、役職員に研修を通じてコンプライアンス意識の更なる徹底・推進を図る。

法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社グループの役職員や家族が利用できる報告窓口を社内・社外双方に設置し、協力業者が通報する窓口もホームページに設置する。取締役会は、当該報告したことを理由として報告した者に不利な取扱いをしないよう規程を整備し、通報制度の実効性を確保する。万一コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進部は、違反事項についての調査の必要性の有無、是正・再発防止策の策定などについて、社長をメンバーとする「内部諮問委員会」に諮問し、その答申をもって是正措置を講じる。

また、社外出身者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の諸問題への対応を行うことで、より強固な体制を構築する。

反社会的勢力への対応については、反社会的勢力とは関係を一切持たないとの行動規範を厳守するとともに、対応を統轄する部署を総務部とし、マニュアルの整備、対応の周知徹底を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規程に基づき、文書等の保存・管理を行う。

また、情報の管理については、個人情報保護に関する基本方針、社内規程を整備し、これに基づいて対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理を適正に行うため、リスク管理及び危機管理規程を定め、損失の最小化と持続的成長を図る。

内部統制委員会は、リスク等情報の集約を行い、組織横断的にリスクを監視し、当社グループのリスクを総合的に管理する。同委員会は、個別リスクごとに責任部署を定め、当該リスクに関する「予防的リスク管理体制」と「発見的リスク管理体制」を構築する。

リスク管理の整備・運用上の有効性評価は同委員会が行い、問題がある場合には、各々の責任部署に対し是正勧告を行う。同委員会は、自ら定めた個別リスクの責任部署及び予防的リスク管理体制・発見的リスク管理体制を取締役に報告する。

取締役会は、「リスク管理責任部署 - 内部統制委員会 - 取締役会」というリスクに関する報告体制を構築し、監査室はその運用状況を監視する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定及び監督と業務執行を分離し、取締役会が効率的にその職務を行う体制を構築する。業務執行取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を設置し、経営に関する重要な事項を審議し、取締役会における経営判断の迅速性と適正性を確保する。

経営計画のマネジメントについては、取締役会が決定した経営の基本方針、中期経営計画及び年度計画に基づき、業務執行取締役及び執行役員が目標達成のための戦略を立て、業務を執行する。経営目標が計画通りに進捗しているか否かについては、経営会議においてモニタリングを実施し、取締役会はその報告を受け、必要に応じて業務執行取締役及び執行役員に計画修正を求め実行させる。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規則に附議すべき事項を定め、必要に応じ経営会議で審議し、十分な情報に基づき取締役会が的確な意思決定を行う体制を構築する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定め、関係会社を管理・指導することにより、当社グループ事業の発展を図ることを目的とする。

関係会社を管理する部署を各事業本部及び経営企画部とし、関係会社の取締役及び従業員が当社に報告する事項を定め、定期的に経営状況に関する報告を受けるとともに、当該会社が効率的に経営目的を達成できるよう管理・指導する。

また、関係会社からの報告事項は、業務執行取締役及び執行役員又は関係会社を管理する部署が、取締役会及び経営会議に報告することとし、コンプライアンスを重視した業務が適正に遂行されているかを適切に管理する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、取締役からの指揮・命令を受けない専任のスタッフを配置する。

当該スタッフには、監査に必要な調査や情報収集等の各部署の協力体制を構築し、監査等委員会の指示の実効性を確保する。

また、当該スタッフの人事異動及びその考課については、監査等委員会の同意を得て行うものとする。

(7) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して次の事項を遅滞なく報告するものとする。

なお、子会社の使用人等からの報告については、子会社の執行部門から直接、あるいは関係会社を管理する部署を経由して間接的に報告するものとする。

・法令、定款違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

・経営に関する重要事項及び財務・経理に関する重要事項

・コンプライアンスに関する重要事項

・その他監査等委員会が報告を求めた事項、監査上有用と判断される事項

取締役及び取締役会は、各所管部門が監査等委員会に適切に報告するための体制を構築・運用するとともに、上記報告をしたことを理由に報告した者が不利な取扱いを受けないよう、監査等委員会への報告体制の実効性を確保する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査費用に係る方針に関する事項

取締役は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制の整備に努めなければならない。

- ・監査等委員の重要会議への出席、代表取締役や本部長等との定期的な会合、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧、業務執行取締役や執行役員等への説明要求に対する対応
 - ・監査等委員会と業務監査を担当する監査室、コンプライアンス監査を担当するコンプライアンス推進部との連携
 - ・財務報告の信頼性確保のため、会計監査人からの報告及び監査室・経理部からの監査等委員会に対する報告
- 取締役及び取締役会は、監査費用について予算を計上し、監査活動に支障が生じないよう努めるとともに、監査等委員会が職務執行のために必要と認める弁護士・公認会計士等専門家に対する報酬、調査等の費用を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係を一切持たないこととしております。

(2) 整備状況

- ・反社会的勢力排除の基本方針を企業行動規範に明記し、全職員に周知しております。
- ・反社会的勢力への対応マニュアルを整備し、社内イントラにて職員への周知を図っております。
- ・対応主管部署を総務部とし、支社及び支店に不当要求防止責任者を1名配置しております。
- ・必要に応じて警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等と連携して対応する体制をとっております。
- ・平素より警察と密接な連絡をとり、警察等が行う講習を積極的に受講し、情報の収集を図っております。
- ・コンプライアンス研修や年次研修にて、反社会的勢力への基本的な考え方や対応を教育しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(コーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、添付の「ガバナンス体制模式図」のとおりです。

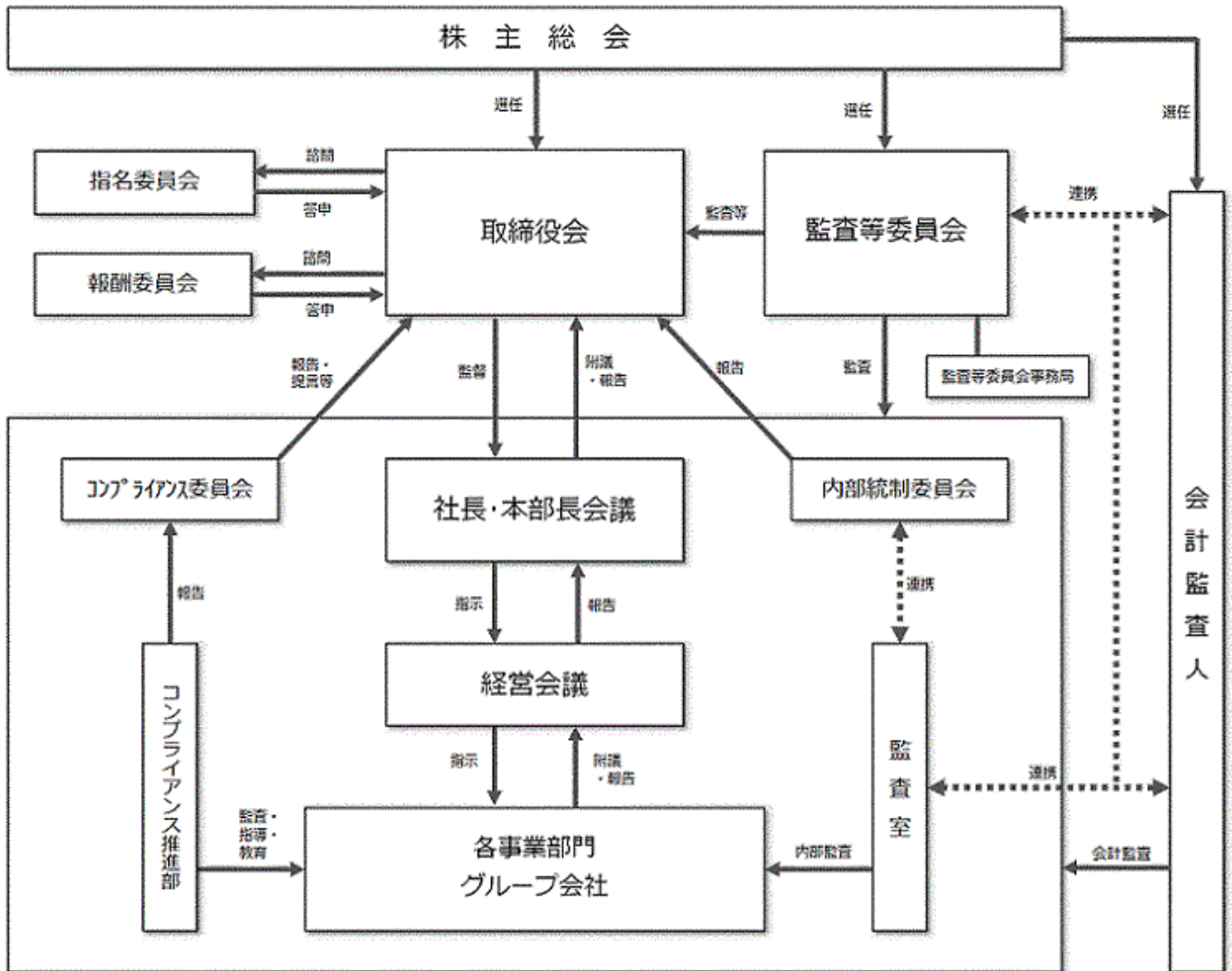
(適時開示体制の概要)

会社の重要事項及び関連する重要な情報の開示について、「西松建設株式会社グループ内部者取引管理規程」を定め、情報取扱責任者を総務部長とし、各部門からの情報を収集して一元的に管理しております。

また、金融商品取引法、その他法令及び証券取引所の諸規則を遵守し、公正かつ適時・適切な開示を行うとともに、情報開示に係る社内体制の維持、向上に努めてまいります。

当社の適時開示に係る社内体制は、添付の「適時開示体制模式図」のとおりです。

(ガバナンス体制模式図)



(適時開示体制模式図)

